

期間を定めて各少年工に對し一日の労働時間
 を短くする。同時に以上の休養期間を「不可」として
 各工場では毎月二回の公休日を三日の曜日には非業業
 としてある。工場では少年工は毎月二回以上の休日を取
 る。以上の諸事項又は上述の要を要せざる明白な事案
 として加入者の健康保険に加入してある
 のは十名内外である。水以外のものを加入せしめ
 して加入者の健康保険を未加入者に行使せしめ
 して加入者の健康保険を未加入者に行使せしめ
 して加入者の健康保険を未加入者に行使せしめ
 して加入者の健康保険を未加入者に行使せしめ
 して加入者の健康保険を未加入者に行使せしめ

三坂井工場に於ける某重大事件につ いて

坂井工場に於ける某重大事件は工場内の取手徒弟第の
 坂井工場には中では対と東北凶化地身身十七八才になる
 娘で彼女等は長くて一ヶ月短く水は三日休で株やになつて
 自分より身を引くと言ふ様だ。彼女等は一年を通じて十
 数人の女中を入れ換へて居る。それは女性一代の屈辱だ。貞操
 しゅうりんに其國事といふやうな大抵等か。水の水の娘山に思
 の餘りて京成電車「日本」の難と死に物切を採り最後
 出した。これは荒川放水隊。そして自身を投じた。可憐な女中さん
 其後は秋田縣の田舎村に居た。拾六才の娘であつた。名も「時」
 と云ふ。其身したは昭和八年八月十八日午後九時頃であつた
 死体の発見されたのは八月二十日であつた。彼女が飲用する

坂井工場に於ける某重大事件は工場内の取手徒弟第の
 坂井工場には中では対と東北凶化地身身十七八才になる
 娘で彼女等は長くて一ヶ月短く水は三日休で株やになつて
 自分より身を引くと言ふ様だ。彼女等は一年を通じて十
 数人の女中を入れ換へて居る。それは女性一代の屈辱だ。貞操
 しゅうりんに其國事といふやうな大抵等か。水の水の娘山に思
 の餘りて京成電車「日本」の難と死に物切を採り最後
 出した。これは荒川放水隊。そして自身を投じた。可憐な女中さん
 其後は秋田縣の田舎村に居た。拾六才の娘であつた。名も「時」
 と云ふ。其身したは昭和八年八月十八日午後九時頃であつた
 死体の発見されたのは八月二十日であつた。彼女が飲用する

辯護士中村高一氏 坂井工場を告発す 争ギ団に出張して 一切の調査完了す

今や坂井工場の悪逆無道は天人とも許し難いことだ
 辯護士中村高一氏は法律上の見地から義憤の熱
 情に燃え、彼女等として奮然とした。そして早
 延五月三日夜、争ギ団本部に出張して、約三時半に亘り
 真接少年工職工の口から一切の真相を聴取して、
 て、その項目について坂井工場に對する告発状を提出
 して、五月五日正式に告発の手續きを了した。
 一主人側の暴行傷害について
 坂井大婦に拒打さ水傷害を受けて今尚ほ身体は傷み
 顔に傷痕のある徒第本人ら及証人か現に於て二水らの
 事實を立証した。

少年酷使及健康保険証三重行使に ついて

(1)坂井工場では十六才未満の少年工者十三對あり
 働かしてある。工場法は十六才未満の少年工は十一時
 以上の就業を禁止してある。
 又各工場では少年工に對して一日四十五分の休憩を

この結果を三名の同志に報告した。此の如き拍子に迎
 へ、北坂井工場争ギ団万才の聲は附近の静寂をかきつて物事
 つげ水平身低頭して受取つた。
 徒第さんの父
 秋田から上京す
 争ギ団に十四才等附
 大に戦ひとケキレす

又も虚偽の電報

Handwritten scribbles and marks at the bottom of the right page.